

# 事業者の皆様の事業継続を支援します！！

## ～足利市中小企業等リース経費支援補助金のご案内～

新型コロナウイルス感染症により、売り上げ減少などの影響を受けている中小企業等の皆様が事業を継続するための支援として、**事業用設備等のリース経費の一部を補助**する制度を創設しました。

### 制度の概要

補助対象者	・市内に事業所を有し、売り上げが減少している中小企業者 <b>(建設業及び製造業)</b> ※みなし大企業は除きます。
補助対象経費	・事業用設備（車両含む）等のリース料 【例】土木建設機械、工作機械、産業機械装置など
補助額	・補助対象経費の <b>1/2</b> (1,000円未満切り捨て) <b>上限10万円</b>
補助条件	・令和2年2月1日以降に（令和2年新型コロナウイルス感染症を起因とする） ①セーフティネット保証4号 ②セーフティネット保証5号 ③危機関連保証 ①～③のいずれかの認定を受けている者 ・引き続き市内の事業所で事業を継続すること ・1年以上のリース契約を締結していること ・市税に滞納がないこと など諸条件有
申請期間	・令和3年3月1日～令和4年2月28日 <b>※1事業者1回</b>
申請方法	足利市工業振興課へ持参または郵送

### 提出書類

以下、①～⑥のすべての書類

- ①足利市中小企業等リース経費支援補助金申請書兼請求書
- ②リース契約書の写し（賃貸借契約書等）
- ③支払いを明らかにする書類（領収書、通帳の写し、振込依頼書など）
- ④事業用設備等の写真
- ⑤誓約書
- ⑥申請者名義の通帳の写し

※個人事業主の方で住所地が足利市外の場合、申請者の住所地の「納税証明書（市税に滞納がないことを証明するもの）」を①～⑥に加えて提出してください。

## 注意事項

### ▼以下の場合、足利市中小企業等リース経費支援補助金の対象となりません。

- ・申請時に市内で1年以上事業を営んでいない場合
- ・事業用設備等のリース期間が1年未満の場合（短期間のものは対象外）
- ・申請時にリース期間が終了している場合
- ・市税を滞納している場合

※納税の猶予が認められている場合は、この限りではありません。

### ▼お問合せください。

ご不明な点がありましたら、事前に電話もしくはメールにて、工業振興課へお問合せいただき、ご確認をお願いします。

## 問合せ先

足利市役所 産業観光部 工業振興課

〒326-8601 足利市本城3丁目2145（本庁舎別館3階）

電話：0284-20-2110 FAX:0284-20-2259

E-mail：kougyou@city.ashikaga.lg.jp